

安城市PPP／PFI手法導入優先的検討要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）を踏まえ、公共施設等の整備等に多様なPPP／PFI手法を導入するための優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- (2) 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等をいう。
- (3) 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業をいう。
- (4) 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金をいう。
- (5) 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等をいう。
- (6) 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。
- (7) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。
- (8) 優先的検討 この要綱に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP／PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討することをいう。
- (9) 指針 「多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）のことをいう。

(対象とするPPP／PFI手法)

第3条 この要綱の対象とするPPP／PFI手法は、次の表に掲げるものとする。

PPP／PFI手法	事業方式
(1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	ア 公共施設等運営権方式 イ 指定管理者制度 ウ 包括的民間委託 エ O (運営等Operate) 方式
(2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	ア BTO方式 (建設Build—移転Transfer—運営等Operate) イ BOT方式 (建設Build—運営等Operate—移転Transfer) ウ BOO方式 (建設Build—所有Own—運営等Operate) エ DBO方式 (設計Design—建設Build—運営等Operate) オ RO方式 (改修Rehabilitate—運営等Operate) カ ESCO (省エネルギー改修に係る費用を光熱水費の削減分で賄う事業方式)
(3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	ア BT方式 (建設Build—移転Transfer) イ DB方式 ウ 民間建設借上方式及び特定建築者制度等 (市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。)
(4) その他公的不動産を利活用する手法	ア 定期借地権方式 イ 公共所有床の活用 ウ 占用許可などの公的空間の利活用

(計画段階における優先的検討の開始)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する検討段階において、併せて優先的検討を実施するものとする。

(1) 新たに公共施設等の整備等に関する予算 (構想、計画段階における予算を含

む。)を検討する場合

- (2) 公共施設等の運営等の見直しを行う場合
- (3) 安城市公共施設等総合管理計画の改定又は「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に係る関係省庁連絡会議決定)Ⅳの「個別施設計画」の策定若しくは改定を行う場合
- (4) 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日総務省自治財政局通知)第2の「経営戦略」の策定又は改定を行う場合
- (5) 「安城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定を行う場合
- (6) 第4号に掲げるもののほか、公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合
- (7) 公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- (8) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、公共施設等の整備等の方針を検討する場合
(事業段階における優先的検討の実施)

第5条 市長は、建築物若しくはプラントの整備等に関する事業、利用料金の徴収を行う公共施設整備事業又は民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業であって、次の各号のいずれかに該当するものについては、事業段階において優先的検討を実施しなければならないものとする。

- (1) 事業費の総額が10億円以上となる見込みの公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)
- (2) 単年度の事業費が1億円以上となる見込みの公共施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業は、優先的検討の対象事業から除くものとする。

- (1) 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (4) 災害復旧事業等緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
(適切なPPP/PFI手法の選択)

第6条 市長は、優先的検討を行うに当たり、前条の規定により優先的検討の対象

となった事業（以下「対象事業」という。）について当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。この場合において、採用手法をひとつに絞ることが困難であるときは、複数の採用手法を選択できるものとする。

（簡易な検討）

第7条 市長は、対象事業について前条の規定により採用手法を選択したときは、PPP/PFI手法簡易定量評価調書（別記様式）により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、当該採用手法の導入の適否を評価するものとする。この場合において、前条後段の規定により複数の採用手法を選択したときは、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- （1）公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- （2）公共施設等の運営等の費用
- （3）民間事業者の適正な利益及び配当
- （4）調査に要する費用
- （5）資金調達に要する費用
- （6）利用料金収入

2 市長は、前条の規定により選択した採用手法につき、過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前項の規定にかかわらず、次に掲げる評価方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- （1）民間事業者への意見聴取を踏まえた評価方法
- （2）類似事例の調査を踏まえた評価方法
- （3）前2号のほか、公的負担の抑制につながることを客観的に評価できると市長が認める評価方法

（詳細な検討）

第8条 市長は、前条各項の規定による簡易な検討の結果、採用手法の導入が不相当とされなかった場合は、当該対象事業について、専門的な外部コンサルタントの活用等により、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を

導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(評価を経ずに行う採用手法の決定)

第9条 市長は、前2条の規定にかかわらず、対象事業について選択した採用手法が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める手続により、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

- (1) 指定管理者制度を選択する場合 第7条の規定による簡易な検討及び前条の規定による詳細な検討を省略するものとする。
- (2) 当該対象事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が典型的なものに該当する場合におけるBTO方式を選択した場合 第7条の規定による簡易な検討を省略し、前条の規定による詳細な検討を実施するものとする。
- (3) 民間事業者からPPP/PFI手法に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で費用総額の比較等の客観的な評価により、当該提案による手法の導入が適切であるとして採用手法とした場合 第7条の簡易な検討を省略し、前条の詳細な検討を実施するものとする。

(評価結果の公表)

第10条 市長は、第7条第1項の規定による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合は、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期に市公式ウェブサイト上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期

2 市長は、第7条第2項の規定による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合は、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期に市公式ウェブサイト上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容 (当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。) PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) 客観的な評価結果の内容 (当該公共施設整備事業の予定価格の推測につな

るものに限る。) 入札手続の終了後等適切な時期

3 市長は、第8条に規定する詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合は、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期に市公式ウェブサイト上で公表するものとする。

(1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(2) PPP/PFI手法簡易評価調書の内容(第8条の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの) 入札手続の終了後等適切な時期(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、PPP/PFI手法の導入に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

PPP/PFI手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等（運営等 を除く。）費用		
（算出根拠）		
運営等費用		
（算出根拠）		
利用料金収入		
（算出根拠）		
資金調達費用		
（算出根拠）		
調査等費用		
（算出根拠）		
税金		
（算出根拠）		
税引後損益		
（算出根拠）		
合計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

PPP/PFI手法簡易定量評価記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用（PSC）の算定根拠

公共施設等の整備等運営等を除く。)の費用	
公共施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	